「株価指数先物取引」
および
「株価指数オプション取引」　説明書

東証株価指数先物・オプション取引
日経株価指数３００先物・オプション取引
日経平均株価先物・オプション取引

楽 天 証 券 株 式 会 社

目　次

【株価指数先物取引説明書】
株価指数先物取引について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
株価指数先物取引のリスクについて・・・・・・・・・・・・・・ 1
株価指数先物取引の仕組みについて・・・・・・・・・・・・・・ 1
・取引の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
・決済の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
・証拠金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
・取引参加者破綻時等の建玉の処理について・・・・・・・・・ 4
＜付＞
取引内容・残高のご確認について・・・・・・・・・・・・・・ 5

【株価指数オプション取引説明書】
株価指数オプション取引について・・・・・・・・・・・・・・・ 6
株価指数オプション取引のリスクについて・・・・・・・・・・・ 6
株価指数オプション取引の仕組みについて・・・・・・・・・・・ 7
・取引の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
・証拠金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
・取引参加者破綻時等の建玉の処理について・・・・・・・・・10
・権利行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
・決済の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
＜付＞
取引内容・残高のご確認について・・・・・・・・・・・・・・11

§　株価指数先物取引について

株価指数先物取引は、その取引の仕組みや特徴がこれまでの有価証券の売買とは異なったものとなっております。

また、株価指数先物取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。

したがって、株価指数先物取引を行うに当たっては、本説明書の内容を十分に理解したうえで、投資者の資力、投資経験及び投資目的に照らして行うことが肝要です。

（注）　本説明書は、我が国における代表的な株価指数先物取引である東証株価指数先物取引（東証）、日経株価指数 300 先物取引（大証）及び日経平均株価先物取引（大証）に関する一般的な事項について説明したものであり、すべての上場株価指数先物取引に関する事項を説明したものではありません。当社独自の取引ルールについては、当社の「株価指数先物・オプション取引規定」「先物・オプション取引ルールについて」等にて、その内容を必ずご確認下さい。また、本説明書に記載されている商品・取引のうち、当社で取り扱うものは、当面、大阪証券取引所に上場されている日経平均株価先物取引及び日経 225 ミニ先物取引となります。なお、日経平均株価先物取引に係る説明のうち、特に注釈の無いものは日経 225 ミニ先物取引を含めております。

§　株価指数先物取引のリスクについて

株価指数先物取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。また、株価指数先物取引は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失を被る危険性を有しています。したがって、株価指数先物取引の開始に当たっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場価格が予想とは反対の方向に変化した時には、比較的短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- 株価指数先物取引の相場の変動により不足額（計算上の損失額（計算上の利益の払出額を含みます。））が発生した時は、追加証拠金の差し入れ又は預託が必要になります。
- 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託されない場合、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- 取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合には、証拠金額の引き上げや証拠金の有価証券による代用の制限などの規制措置がとられることがあります。そのため、追加証拠金の差し入れ又は預託や代用有価証券と現金の差換えなどが必要となる場合があります。
- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場の値段が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- 市場の状況によっては、証券取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、１日の損失が予想を上回ることもあります。

このように株価指数先物取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険性を合わせ持つ取引です。従って、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みや危険性について十分な研究を行うとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

§　株価指数先物取引の仕組みについて

東証株価指数先物取引は株式会社東京証券取引所が、日経株価指数 300 先物取引及び日経平均株価先物取引は株式会社大阪証券取引所が定める規則に従って行います。

◆取引の方法

(1) 取引の期限

東証株価指数先物取引、日経株価指数 300 先物取引及び日経平均株価先物取引は、３月、６月、９月、12 月の第二金曜日（休業日に当たる時は、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たる時は、順次繰り上げる。）を取引最終日とする取引（限月取引といいます。）に区分して行います。また、新しい限月取引の開始日は、直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たる時は、順次繰り下げる。）となります。

(2) 呼値の単位及び取引単位等

東証株価指数先物取引の呼値は、0.5 ポイント刻みで行います。また、取引単位は、東証株価指数の１万倍です。例えば 2,000 ポイントで取引が成立した場合、１単位の約定価額は 2,000 万円となります。

日経株価指数 300 先物取引の呼値は、0.1 ポイント刻みで行います。また、取引単位は、日経株価指数 300 の１万倍です。例えば、300 ポイントで取引が成立した場合、１単位の約定価額は 300 万円となります。

日経平均株価先物取引の呼値は、10 円刻みで行います。また、取引単位は、日経平均株価の１千倍です。例えば 20,000 円で取引が成立した場合、１単位の約定価額は 2,000 万円となります。ただし、日経 225 ミニ先物取引は 5 円刻みで行い、取引単位は日経平均株価の 100 倍です。例えば 20,000 円で取引が成立した場合、１単位の約定価額は 200 万円となります。

東証株価指数先物取引、日経株価指数 300 先物取引及び日経平均株価先物取引は、二つの限月取引のうち、一方の限月取引の売付けと他方の限月取引の買付けを同時に行う取引（限月間スプレッド取引）ができます。（楽天証券では取り扱っておりません。）

(3) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないよう、基準値段（東証株価指数先物取引、日経株価指数 300 先物取引及び日経平均株価先物取引の場合は、原則として前日の清算指数）から、東証株価指数先物取引については上下 5%程度の制限値幅（１日に変動し得る値幅）を、日経株価指数 300 先物取引及び日経平均株価先物取引については上下 16%程度の制限値幅を設けています。

(4) 取引の一時中断

株価指数先物取引の各限月取引において先物価格が現物指数に著しく先行して、上昇又は下落（制限値幅の 2/3 程度、日経株価指数 300 先物取引及び日経平均株価先物取引については制限値幅の 1/2）する場合には、取引を一時中断（15 分間）する制度を設けています。

(5) 取引規制

証券取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがあります。

・制限値幅の縮小
・証拠金の差し入れ又は預託日時の繰上げ
・証拠金額の引上げ
・証拠金の有価証券による代用の制限
・証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
・先物取引の制限又は禁止
・建玉制限

(6) 立会外対当取引

東証株価指数先物取引、日経株価指数 300 先物取引及び日経平均株価先物取引においては、立会外取引（証券取引所の取引参加者が、立会によらずに、同一限月取引において、売付けと買付けを同時に行う株価指数先物取引及び売方取引参加者と買方取引参加者が、当該両者間で取引を成立させることを目的としてそれぞれ売付け又は買付けを行う株価指数先物取引をいいます。）により、売付け又は買付けを行うことができます。

・値段：原則として、以下の範囲内で立会外対当取引を申し込むことができます。

① 東証株価指数先物取引

立会による直前の約定指数を基準として上下５％の範囲内で0.1ポイント刻みの値段又は取引高加重平均価格若しくは当該顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段で 0.1 ポイント刻みの値段

② 日経株価指数 300 先物取引及び日経平均株価先物取引

立会による直前の約定指数を基準として上下５％の範囲内のそれぞれの取引対象株価指数ごとに定められた呼値の単位の整数倍の値段

・数量：以下の数量で立会外対当取引を申し込むことができます。

① 東証株価指数先物取引及び日経平均株価先物取引

100 単位以上（ただし、日経 225 ミニ先物取引については 1,000 単位以上）

② 日経株価指数 300 先物取引

500 単位以上

◆決済の方法

東証株価指数先物取引、日経株価指数 300 先物取引及び日経平均株価先物取引の決済には、転売又は買戻しを行うことにより、新規の売付け又は買付けを行った時の約定指数と転売又は買戻しを行った時の約定指数との差に相当する金銭を授受する方法（反対取引による決済といいます。）と、取引最終日まで転売又は買戻しを行わずに、新規の売付け又は買付けを行った時の約定指数と最終清算指数（取引最終日の翌日の株価指数対象各銘柄の始値に基づいて算出する特別な指数）との差に相当する金銭を授受する方法（最終決済といいます。）の二つがあります。

◆証拠金

(1) 証拠金の差し入れ

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して３日目の日）までの証券会社が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。

なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。

※ 先物・オプション取引口座ごとに計算します。

○ 総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

○ 現金不足額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

① 証拠金所要額

同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の［1］から［2］を差し引いて得た額となります。

※ 先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引をいいます。

※ 先物・オプション取引口座は証券取引所ごとに設定します。

［1］SPAN 証拠金額

SPAN 証拠金額は、先物・オプション取引の建玉について SPAN(R)により計算した証拠金額です。

※ SPAN(R)とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金が計算されます。

[2] ネット・オプション価値の総額

ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプションの価値は、次のとおりです。

＜買オプション価値の総額＞

買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算値段を１単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

＜売オプション価値の総額＞

売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算値段を１単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

※　オプション取引とは、国債先物オプション取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引をいいます。

※　清算値段は、清算機関（東京証券取引所における株価指数先物取引の清算機関は株式会社日本証券クリアリング機構、大阪証券取引所における株価指数先物取引の清算機関は大阪証券取引所）が定める理論価格とします。

② 受入証拠金の総額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額＋代用有価証券の額（有価証券の時価×掛目）±顧客の現金授受予定額

○　顧客の現金授受（受領又は支払）予定額

計算上の損益（利益又は損失）額（先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額）±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金（オプションの権利行使・割当てに伴い授受する差金を含む）－顧客の負担すべきもので証券会社が必要と認める額

先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定指数と前日の清算指数との差額に基づき算出されます。なお、同じ証券取引所において取引されている先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合には、その損益額を含みます。ただし、国内のほかの証券取引所における先物・オプション取引について差し入れ又は預託している証拠金に余剰額がある場合には、差入れ又は預託が必要な証拠金の額からその余剰額を差し引くことができます。

なお、証拠金所要額は清算機関（証券取引所）の規則に定められた最低基準であり、実際の額は各証券会社が定めます。また、証券会社から証拠金の差し入れ又は預託の請求があった場合、速やかにその差し入れ又は預託を行わなければ、証券会社は、その建玉について顧客の計算で反対売買を行い決済することができます。更に、預託又は差し入れた証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は、委託分の取引証拠金として、清算機関（証券取引所）にそのまま預託（直接預託）されるか、顧客の同意があればその全部又はその一部が証券会社の有する金銭又は有価証券に差し換えられて清算機関（証券取引所）に預託（差換預託）されることとなります。

(2) 計算上の利益の払出し

計算上の利益額に相当する額の金銭については、受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っているときの差額を限度として、委託している証券会社に請求することにより、払出しを受けることができます。なお、計算上の利益の払出しを行っている場合には、建玉を決済したときの利益額と相殺されます。

◆取引参加者破綻時等の建玉の処理について

証券取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として証券取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に有している建玉については次の処理が行われます。

・他の取引参加者等に移管する場合：

移管しようとする場合は、証券取引所が指定した取引参加者に対して顧客が移管の申し込みを行い、承

諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。

・移管せずに転売・買戻し等を行う場合：
　支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に対して転売・買戻しを指示することによって行うこととなります。

・証券取引所が指定する日時までにいずれも行われない場合：
　顧客の計算で転売・買戻しが行われます。

なお、差し入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は委託分の取引証拠金として清算機関（証券取引所）に直接預託又は差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関（証券取引所）の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者等又は清算機関（証券取引所）から返還を受けることができます。

§　取引内容・残高の御確認について

注文された株価指数先物取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、証券会社から「取引報告書」が交付されます。また、株価指数先物取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、証券会社から毎月「取引残高報告書」が交付されます。

この「取引報告書」、「取引残高報告書」の内容は、必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかにその証券会社の管理責任者へ直接御連絡ください。

※　本説明書は、証券取引法第 40 条及び日本証券業協会の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第９号）の規定に従い作成したものです。

§　株価指数オプション取引について

株価指数オプション取引は、その取引の仕組みや特徴がこれまでの現物取引や先物取引とは異なったものとなっています。

また、株価指数オプションの価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。さらに、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。

したがって、株価指数オプション取引を行うに当たっては、本説明書の内容を十分に理解したうえで、投資者の資力、投資経験及び投資目的に照らして行うことが肝要です。

（注）　本説明書は、我が国における代表的な株価指数オプション取引である東証株価指数オプション取引（東証）、日経株価指数 300 オプション取引（大証）及び日経平均株価オプション取引（大証）に関する一般的な事項について説明したものであり、すべての上場株価指数オプション取引に関する事項を説明したものではありません。当社独自の取引ルールについては、当社の「株価指数先物・オプション取引規定」「先物・オプション取引ルールについて」等にて、その内容を必ずご確認下さい。また、本説明書に記載されている商品・取引のうち、当社で取り扱うものは、当面、大阪証券取引所に上場されている日経平均株価オプション取引となります。

§　株価指数オプション取引のリスクについて

株価指数オプション取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、株価指数オプション取引は、市場価格が現実の株価指数に応じて変動しますので、その変動率は現実の株価指数に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失を被る危険性を有しています。したがって、株価指数オプション取引の開始に当たっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります。
- 市場の状況によっては、証券取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、１日の損失が予想を上回ることもあります。

◆株価指数オプションの買方特有のリスク

- 株価指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに権利行使又は転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うことになります。

◆株価指数オプションの売方特有のリスク

- 売方は、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- 売方は、株価指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差し入れ又は預託しなければなりません。その後、相場の変動により不足額が発生した場合には、追加証拠金の差し入れ又は預託が必要となります。
- 所定の期限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- 取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置がとられることがあります。そのため、追加証拠金の差し入れ又は預託等が必要となる場合があります。
- 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。

このように株価指数オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みや危険性について十分な研究を行うとともに、投資者自らの資力、投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

§　株価指数オプション取引の仕組みについて

東証株価指数オプション取引は株式会社東京証券取引所が、日経株価指数 300 オプション取引及び日経平均株価オプション取引は株式会社大阪証券取引所が定める規則に従って行います。

◆取引の方法

(1) 取引の対象

取引の対象は次の２種類とします。

・株価指数プットオプション

現実指数が権利行使価格を下回った場合にその差に１万円（日経平均株価オプション取引の場合は 1,000 円）を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

・株価指数コールオプション

現実指数が権利行使価格を上回った場合にその差に１万円（日経平均株価オプション取引の場合は 1,000 円）を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

(2) 取引の期限

東証株価指数オプション取引は、直近の連続する４か月、日経平均株価オプション取引は、３月、６月、９月、12 月のうち直近の 5 か月と当該月以外の直近の３か月（合計８か月）、日経株価指数 300 オプション取引は、３月、６月、９月、12 月の各月（６月、12 月限月の取引期間は 2 年）と当該月以外の直近の２か月（合計８か月）の各月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）を取引最終日とする取引に区分して行います。

また、直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）が新しい限月取引の取引開始日となります。

(3) 権利行使価格

株価指数オプション取引における権利行使価格は、各限月取引ごとに設定することとし、その刻みは次のとおりとします。

東証株価指数オプション取引の場合は、東証株価指数の数値について 25 ポイント刻みとします。

日経株価指数 300 オプション取引の場合は、日経株価指数 300 の数値について、３月、６月、９月、12 月の各限月取引は 25 ポイント刻み（期限月までの残存期間が 4 か月となった時点からは 5 ポイント刻みを追加）、その他の限月取引は５ポイント刻みとします。

日経平均株価オプション取引の場合は、日経平均株価の数値について 500 円刻みとします。

新しい限月取引について設定する権利行使価格は、東証株価指数オプション取引及び日経平均株価オプション取引の場合は９種類、日経株価指数 300 オプション取引の場合は７種類とします。

なお、現実指数が変動し、証券取引所が必要と認めたときは、新しい権利行使価格を追加設定します。

(4) 取引単位及び呼値の単位

取引単位は、株価指数プットオプション又は株価指数コールオプション１単位を最小単位として行います。

東証株価指数オプション取引の値段の表示は、１万円を１ポイントとして行い、呼値の単位は、５ポイント以下の呼値については 0.1 ポイント、５ポイントを超える呼値については 0.5 ポイントとします。

日経株価指数 300 オプション取引の値段の表示は、１万円を１ポイントとして行い、呼値の単位は、0.1 ポイントとします。

日経平均株価オプション取引の値段の表示は、1,000 円を１円として行い、呼値の単位は 10 円以下の場合は１円、10 円を超え 1,000 円以下の場合は５円、1,000 円を超える場合は 10 円とします。

(5) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないよう、前日の最終の株価指数を基準に、東証株価指数オプション取引については上下５％程度の制限値幅（１日に変動し得る値幅）を、日経株価指数 300 オプション取引及び日経平均株価オプション取引については上下 16%程度の制限値幅を設けています。

(6) 取引の一時中断

株価指数先物取引の各限月取引に於いて先物価格が現物指数に著しく先行して、上昇又は下落（制限値幅の 2/3 程度、日経株価指数 300 先物取引及び日経平均株価先物取引については制限値幅の 1/2）する場合には、株価指数先物取引を一時中断するとともに、同時に株価指数オプション取引についても取引を一時中断（15 分間）する制度を設けています。

この場合、株価指数オプション取引については、株価指数先物取引の限月取引に対応する限月取引（例えば、先物取引の３月限月に対しては、オプション取引の１、２、３月限月）を中断することとなります。

(7) 取引規制

証券取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがあります。

・制限値幅の縮小
・証拠金の差し入れ又は預託日時の繰上げ
・証拠金額の引上げ
・証拠金の有価証券による代用の制限
・証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
・取引代金の決済日前における預託の受入れ
・株価指数オプション取引の制限又は禁止
・建玉制限

(8) 立会外取引

日経株価指数 300 オプション取引及び日経平均株価オプション取引においては、立会外取引（証券取引所の取引参加者が、立会によらずに、同一限月取引において、売付けと買付けを同時に行う取引及び売方取引参加者と買方取引参加者が、当該両者間で取引を成立させることを目的としてそれぞれ売付け又は買付けを行う取引をいいます。）により、売付け又は買付けを行うことができます。

・値段：原則として、以下の範囲内で立会外取引を申し込むことができます。

① 日経株価指数 300 オプション取引
直前の立会における約定値段（最終気配値段を含みます。）を基準として直前の現実指数の上下５％の範囲内で呼値の単位の整数倍の値段

② 日経平均株価オプション取引
直前の立会における約定値段（最終気配値段を含みます。）を基準として直前の現実指数の上下５％の範囲内で１円刻みの値段

・数量：以下の数量で立会外取引を申し込むことができます。

① 日経株価指数 300 オプション取引
500 単位以上

② 日経平均株価オプション取引
100 単位以上

◆証拠金

(1) 証拠金の差し入れ又は預託

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して３日目の日）までの正取引参加者等が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。

なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。

※　先物・オプション取引口座ごとに計算します。

○　総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

○　現金不足額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

①　証拠金所要額

同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の[1]から[2]を差し引いて得た額となります。

※　先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引をいいます。

※　先物・オプション取引口座は証券取引所ごとに設定します。

[1] SPAN 証拠金額

SPAN 証拠金額は、先物・オプション取引の建玉について SPAN(R)により計算した証拠金額です。

※　SPAN(R)とは､Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で､The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。

[2] ネット・オプション価値の総額

ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプションの価値は、次のとおりです。

＜買オプション価値の総額＞

買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算値段を１単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

＜売オプション価値の総額＞

売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算値段を１単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

※　オプション取引とは、国債先物オプション取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引をいいます。

※　清算値段は、清算機関（東京証券取引所における株価指数オプション取引の清算機関は株式会社日本証券クリアリング機構、大阪証券取引所における株価指数オプション取引の清算機関は大阪証券取引所）が定める理論価格とします。

②　受入証拠金の総額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額＋代用有価証券の額（有価証券の時価×掛目）±顧客の現金授受予定額

○　顧客の現金授受（受領又は支払）予定額

計算上の損益（利益又は損失）額（先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額）±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金（オプションの権利行使に伴い授受する差金を含む）－顧客の負担すべきも

ので証券会社が必要と認める額

先物取引の相場の変動に基づく損益額は、同じ証券取引所において取引されている先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合のもので、新規の売付け又は買付けに係る約定指数（値段）と前日の清算指数（値段）との差額に基づき算出されます。ただし、国内のほかの証券取引所における先物・オプション取引について差し入れ又は預託している証拠金に余剰額がある場合には、差入れ又は預託が必要な証拠金の額からその余剰額を差し引くことができます。

なお、証拠金所要額は清算機関（証券取引所）の規則に定められた最低基準であり、実際の額は各証券会社が定めます。また、証券会社から証拠金の差し入れ又は預託の請求があった場合、速やかにその差し入れ又は預託を行わなければ、証券会社は、その建玉について顧客の計算で反対売買を行い決済することができます。更に、預託又は差し入れた証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は、委託分の取引証拠金として、清算機関（証券取引所）にそのまま預託（直接預託）されるか、顧客の同意があればその全部又はその一部が証券会社の有する金銭又は有価証券に差し換えられて清算機関（証券取引所）に預託（差換預託）されることとなります。

◆取引参加者破綻時等の建玉の処理について

証券取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として証券取引所が支払不能による売買停止等の処置を講じ、その時に有している建玉については次の処理が行われます。

・他の取引参加者等に移管する場合

移管しようとする場合は、証券取引所が指定した取引参加者等に対して顧客が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者等に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。

・移管せずに転売・買戻し等を行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に対し転売・買戻し・権利行使を指示することによって行うこととなります。

・証券取引所が指定する日時までにいずれも行われない場合

顧客の計算で転売・買戻しが行われます。

なお、差し入れた証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は委託分の取引証拠金として清算機関（証券取引所）に直接預託又は差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関（証券取引所）の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者等又は清算機関（証券取引所）から返還を受けることができます。

◆権利行使

(1) 権利行使日

東証株価指数オプション取引の権利行使日は、取引最終日の翌日のみです。

日経株価指数 300 オプション取引及び日経平均株価オプション取引の権利行使日は、取引最終日の翌日のみです。

(2) 権利行使の指示

買方顧客が権利行使を行う場合には、その日の午後４時（半休日においては正午）までに証券会社に対して権利行使を指示しなければなりません。

なお、権利行使日において、イン・ザ・マネーの銘柄については、買方顧客から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。ただし、当該銘柄であっても、買方顧客が権利行使を行わない旨を指示することにより、権利行使を行わないことができます。

（注）イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格が行使日の株価指数対象各銘柄の売買立会の始めの約定値段に基づき算出した特別な株価指数（以下「特別清算指数」という。）を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格が権利行使日の特別清算指数を下回っ

ている場合をいう。

(3) 権利行使の割当て

清算機関（証券取引所）は、証券会社から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を有する証券会社へ割当てを行い、割当数量を通知します。割当ての通知を受けた証券会社は、所定の方法により、顧客に割当てます。

◆決済の方法

株価指数オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の２つの方法があります。

(1) 転売又は買戻しによる決済

買方顧客は転売を行うことにより売付代金を受け取って買建玉を、また売方顧客は買戻しを行うことにより買付代金を支払って売建玉を決済することができます。

(2) 権利行使による決済

買方顧客は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。権利行使の割当てを受けた売方顧客の売建玉も決済されることになります。この場合、売方顧客は、権利行使価格と特別清算指数との差に相当する金銭を支払わなければなりません。

§　取引内容・残高のご確認について

注文された株価指数オプション取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、証券会社から「取引報告書」が交付されます。また、株価指数オプション取引が成立した後、その建玉が決済させるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、証券会社から毎月「取引残高報告書」が交付されます。

この「取引報告書」、「取引残高報告書」の内容は、必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかにその証券会社の管理責任者へ直接ご連絡ください。

※　本説明書は、証券取引法第 40 条及び日本証券業協会の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第９号）の規定に従い作成したものです。